

# 下 関 市 景 観 計 画

平成 2 2 年 8 月

下 関 市

## 目 次

序章 はじめに	1
1. 景観計画策定の背景と目的	1
2. 景観計画及び景観条例の位置づけ	2
3. 本市における都市計画の適用状況	3
第1章 下関市の景観特性	6
1. 景観特性	6
2. 景観の構造（景域と軸）	9
第2章 景観計画区域（景観法第8条第2項第1号）	16
第3章 良好な景観の形成に関する方針（景観法第8条第2項第2号）	19
1. 全体方針	19
2. ゾーン区分とゾーン別の景観形成の方針	21
第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 （景観法第8条第2項第3号）	25
1. 届出対象行為	25
2. 景観形成基準（良好な景観の形成のための行為の制限）	26
第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第4号）	41
1. 基本的な考え方	41
2. 景観重要建造物の指定の方針	41
3. 景観重要樹木の指定の方針	41
第6章 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項 （景観法第8条第2項第5号）	42
1. 基本的な考え方	42
2. 関門景観形成地域における屋外広告物に関する事項	42
第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項（景観法第8条第2項第5号）	44
1. 基本的な考え方	44
2. 対象となる公共施設（候補）	44
第8章 実現化に向けた仕組み～パートナーシップによる景観まちづくりの推進～	46
1. 基本的な考え方	46
2. 主体別の役割	46
3. 景観まちづくりの推進体制	47

## 序章 はじめに

### 1. 景観計画策定の背景と目的

本市は、三方を海に開かれた本州最西端に位置し、古くから海上・陸上交通の要衝の地、経済・文化交流の結節点として栄え、市内には関門海峡をはじめとする豊かな自然や貴重な歴史的・文化的遺産が数多く残されているだけでなく、山口県下最大の都市として、良好な都市景観の形成にも取り組んでまいりました。

このような中、平成 17 年 2 月の旧下関市と旧豊浦郡 4 町（菊川町、豊田町、豊浦町、豊北町）との合併により、歴史ある都市美だけでなく、長く美しい山陰海岸、緑豊かな山並み等、より魅力的な景観と自然環境に恵まれたまちとなりました。

美しい景観は市民のかけがえのない財産であり、その財産を守り、創っていくことは、本市のまちづくりにおいて重要なテーマです。

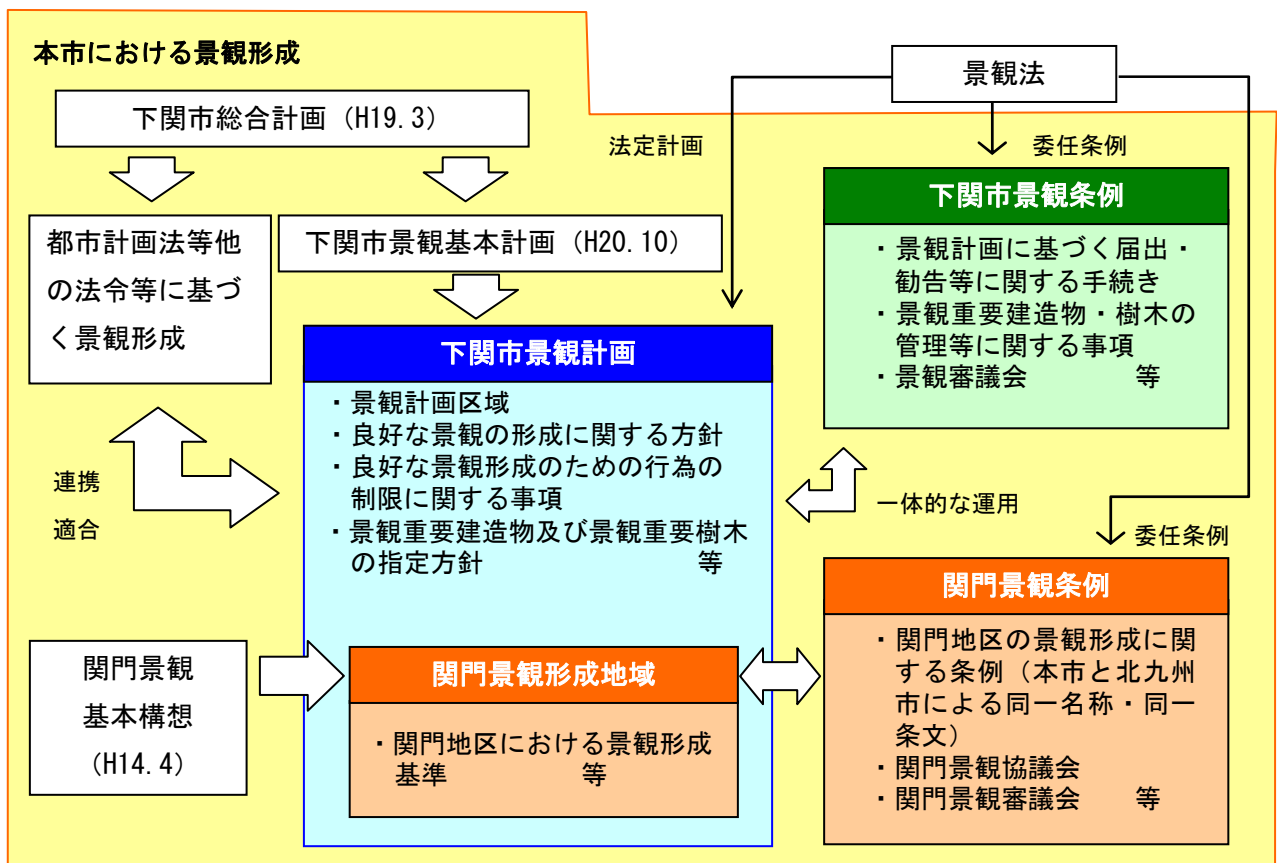
本計画は、社会情勢の変化、市域の拡大、景観法の制定等をふまえ、これまでの景観に関する取り組みを充実・強化しながら、総合的な景観形成を図ることを目的として、景観法に基づき策定するものです。

## 2. 景観計画及び景観条例の位置づけ

景観法では、良好な景観の形成に関する具体的な施策の実施については、最も住民に近い自治体である市町村が景観行政団体となり、その中心的な担い手となることが望ましいとの考えから、景観計画及び景観行政団体の定める景観条例に多くの権限を委任しています。そのことにより、市独自の景観施策をより効果的に実施することが可能になります。

本市では、下関市都市景観条例に基づき、本市の景観形成に関する基本的な方針を定めた『下関市景観基本計画』を策定し、その実現に向けた建築物・工作物等に対する規制・誘導方策として、『下関市景観計画』の策定を行います。

なお、本計画は、上位計画である「下関市総合計画」、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めた「下関都市計画区域マスタープラン」及び「豊浦都市計画区域マスタープラン」、市の都市計画に関する基本的な方針を定めた「下関市都市計画マスタープラン」との適合を図ることとしています。



### 3. 本市における都市計画の適用状況

本市では、下関地域及び豊浦地域が都市計画区域に指定されており、以下のような都市計画が適用されています。

#### (1) 土地利用

##### 1) 市街化区域及び市街化調整区域（区域区分）

無秩序な市街地の拡大を防止し、計画的な市街化を図るため、昭和 46 年 12 月 25 日付で下関都市計画区域に市街化区域と市街化調整区域との区分（いわゆる線引き）を決定しています。その後、市街化の動向、都市施設の整備等による定期的な見直しの検討を行っており、平成 16 年 3 月 30 日付で 4 回目の全体見直しを行っています。

##### ①市街化区域

市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域です。本庁地区、彦島地区の既成市街地を中心に、瀬戸内の臨海部一帯の長府、清末、王司、小月地区、宅地開発の進んでいる勝山、川中、安岡地区、既存集落を中心に繁栄する吉見、吉田、王喜の各地区を決定しています。

##### ②市街化調整区域

市街化を抑制する区域であり、市街化区域以外の土地は市街化調整区域となります。この区域においては、農林漁業等特殊な例を除いて、開発行為は原則として禁止され、市街化を促進するような都市施設の整備は行わず、農林漁業等の振興を図る区域です。

##### 2) 地域地区

地域地区は、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物等についての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現するために定めるものです。

##### ①用途地域

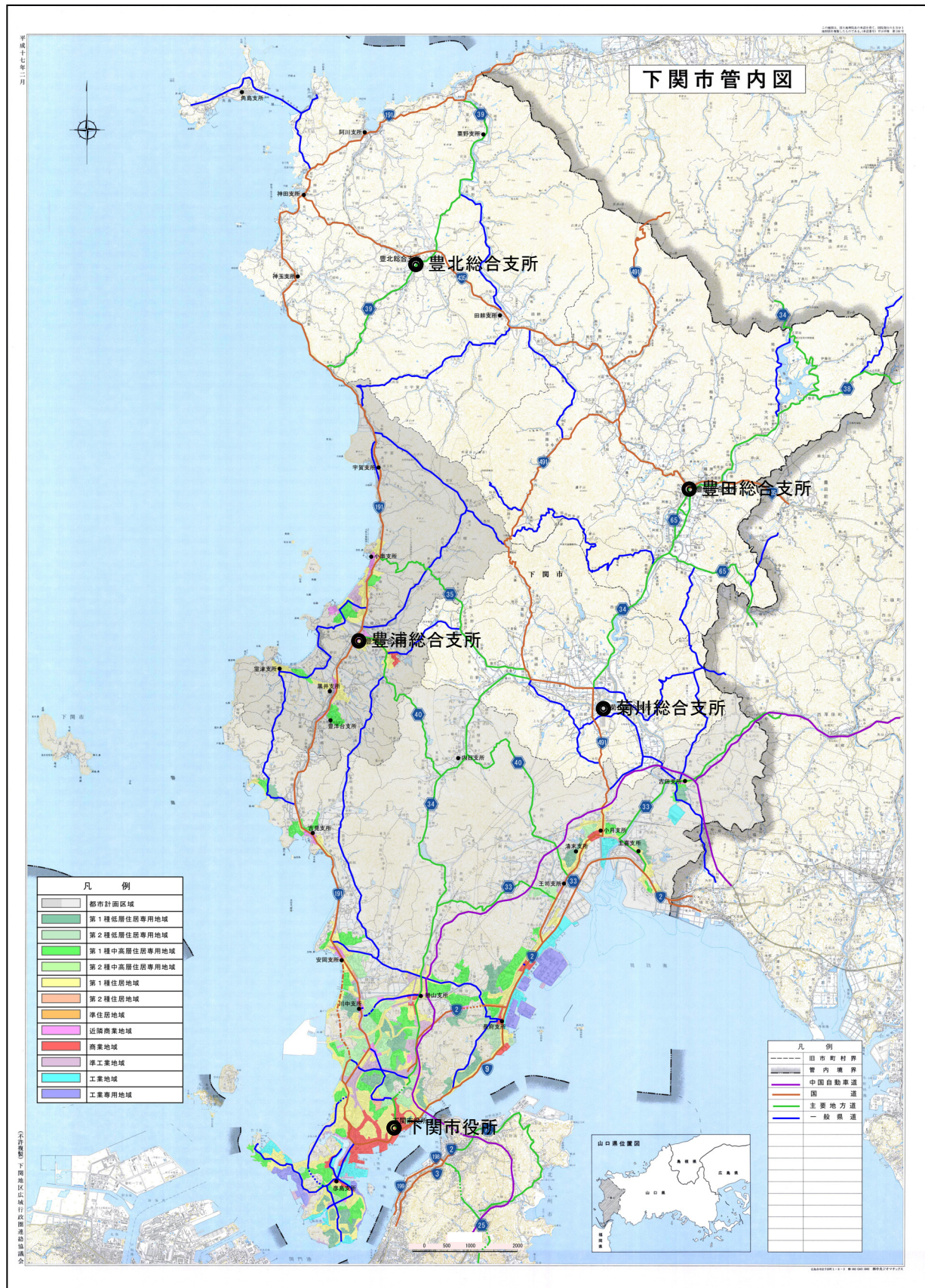
用途地域は、地域地区のなかでも最も根幹をなすもので、目指すべき市街地の姿に応じて、建築物の用途、建ぺい率、容積率、形態等を制限し、地域の性格を明確にするとともに、地域の環境の保全及び育成に努め、健全な市街地の形成を図ることを目的として定めています。

下関都市計画区域は、昭和 48 年 12 月 25 日付で用途地域を決定し、市街化区域及び市街化調整区域の変更等に伴う変更を行ったほか、社会経済活動の進展等にもない、土地利用の現状と将来の動向を勘案して、昭和 57 年 6 月 8 日付で全体見直しを行っています。

その後、平成 4 年 6 月に都市計画法の一部が改正され、平成 8 年 4 月 2 日付で従前の 8 種類から 12 種類の用途地域に変更を行いました。

豊浦都市計画区域においては昭和 56 年 4 月 1 日付けで用途地域を決定し平成 8 年 4 月 1 日に新用途地域への変更を行っています。





「この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したもの（平16中複第188号）を転載したものである。」

## ②風致地区

風致地区は、自然的景観を主体とする良好な都市景観を維持・育成することを目的とし、史跡、名勝、景勝地や緑豊かな低密度住宅地等について定め、都市の自然美が破壊されることを防ぐために指定するもので、本市で7箇所を決定しています。

風致地区内で、建築物の新築・改築・色彩の変更、宅地の造成、木材の伐採、水面の埋立等を行う場合には、県条例により下関市長の許可を受ける必要があります。

### [下関都市計画区域]

決定 昭和13年5月7日内務省告示第258号

番号	風致地区名	面積(ha)
1	壇之浦	約 53.83
2	紅紫山	約 11.81
3	日和山	約 16.57
4	小門	約 37.93
5	武久海岸	約 13.70
6	長府外浦海岸	約 25.95
7	綾羅木海岸	約 125.31
合計	7ヶ所	約 285.10

### ■新築・改築等についての規制

1	高さ15m以下であること
2	建ぺい率が40%以下であること
3	外壁から敷地境界までの距離が1m以上であること
4	建築物等は、周辺の土地の区域の風致と著しく不調和でないこと

参考：風致地区内における建築等の規制に関する条例  
(昭和45年3月27日県条例第5号)

## (2) 地区計画等

地区計画制度は、住民等の意見を反映して、地区施設の配置・建物の建て方や街並み・保全すべき樹林地等その地区独自のまちづくりのルールをきめ細かく定めるものです。地区計画、防災街区整備地区計画、沿道地区計画、集落地区計画等があります。

### ①地区計画

地区計画は、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な市街地を整備し、保全するために、道路、公園等の地区施設の配置及び規模に関する事項、建築物等の用途・形態・意匠・建ぺい率・容積率、敷地面積や壁面の位置、かき又はさくの構造等に関する事項を住民の総意のもとに一体的な計画としてきめ細かに定め、その計画に従って開発行為、建築行為等を規制・誘導することができるまちづくりの計画であり、本市では10地区について定めています。

### [下関都市計画区域]

名称	面積(ha)
綾羅木新町三丁目地区	約5.0
長府新乃木坂地区	約4.0
下関第3勝谷地区	約5.2
海峡あいらんど21地区	約9.2
彦島弟子待町三丁目地区	約0.9
フォレストタウン熊野地区	約4.8
安岡エコタウン地区	約1.2
新下関西地区	約30.6
新椋野地区	約22.8
内日地区	約2.5



# 第1章 下関市の景観特性

## 1. 景観特性

本市では、地形や歴史・文化、地域産業等を背景に「海峡にのぞむ市街地の景観」「海と大地の景観」「生業と共にある景観」からなる特性がみられます。

### (1) 海峡にのぞむ市街地の景観

本市は本州の最西端に位置し、古の時代から海陸交通の要衝として重要な役割を果たしてきた都市であり、数多くの歴史の舞台となってきました。現在でも、関門海峡に面して中心市街地が形成され、市の中核的な都市機能が集積しており、多くの人に海峡都市を印象づける市街地景観が形成されています。

#### ▼海峡にのぞむ都市景観

対岸に北九州市の門司港地区をのぞむ本市の市街地は、眼前に広がる関門海峡と、背後に位置する丘陵地の緑と一体になった都市景観を形成しています。

特に、中心部では海岸沿いに整備されたボードウォークや市街地内の小路である「港がみえる丘の径」等、さまざまな視点場から、関門橋や海峡への眺めを楽しむことができる特徴を持っています。

また、重要な港町として栄えた歴史を背景に、旧下関英国領事館や山口銀行旧本館等、多くの近代建築物が大切に保全されており、下関の産業発展を支えた歴史的な側面からも特徴ある景観を見ることができます。



日和山公園からの眺め



街角の近代建築物

#### ▼周辺に広がる市街地景観

産業の発展、人口の増加を背景に、鉄道や国道、中国自動車道等の整備・開通等により、昭和40年代以降、中心市街地から周辺へと市街地拡大が進みました。

彦島地区や綾羅木地区に住宅地が形成され、平地が少ないことから丘陵地にも市街化が進み、現在の市街地の姿が形成されています。

また、昭和50年には山陽新幹線の新下関駅が開業したことで宅地開発が進み、現在では、新下関駅周辺に商業業務施設や高層マンション等が集積しており、副都心としての都市景観を見ることができます。



山陽新幹線新下関駅



周辺市街地



### ▼歴史的な趣の残るまちなみ景観

長府地区は、古代の長門国府の成立により、現代にもその痕跡が引き継がれる都市計画の祖形が形作られました。また、中世には忌宮神社の門前町としてまちが形成され、江戸時代には萩藩の支藩・長府藩が成立し、毛利秀元により城下町が建設され、江戸時代には商業の中心である赤間が関とともに、武家の町として栄えた歴史を有しています。

現在でも、武家屋敷の門や土塀、庭木、小路からなる趣のあるまちなみが残されており、地区内を流れる壇具川では鯉も泳ぎ、歴史的な趣を今に伝えるまちなみが見られます。



長府地区古江小路



武家屋敷の門構え

## (2) 海と大地の景観

本市は、三方を瀬戸内海や日本海に囲まれているとともに、中部から北部にかけては山地が広がり、平地が少ない特徴ある地形条件を有しており、海と大地からなる骨格的な自然景観が特徴のひとつとなっています。

長い海岸線沿いでは、美しい海の眺めとともに、市街地から田園地域、自然海岸等多様な景観が見られる一方で、その背後には緑豊かな山なみの景観も広がっており、海と大地からなる特徴的な景観を見ることができます。

### ▼山の景観（山なみ、山からの眺望）

豊浦地域、木屋川沿いの田園地域では、緑豊かな山なみを日常的にのぞむことができ、市街地や田園地域の背景となる山の景観は市民に親しまれる特色ある景観のひとつとなっています。

また、豊浦の烏山、菊川の白山、豊田の華山等、市内にある多くの山頂や峠からは海や田園、市街地を眺めることができ、視対象としても視点場としても親しまれています。



田園の背景の山なみ（華山）



華山からの眺め

### ▼変化する海辺の景観（海岸線、海と島）

本市西側の響灘沿いには、長く入り組んだ海岸線と透明度の高い美しい海があり、そこには蓋井島や角島が浮かんでいます。

また、南には流れの速い関門海峡と狭い海峡を行き交う船舶、また穏やかな周防灘には満珠・干珠の島々が浮かぶ等、特徴の異なる海辺の景観が広がっており、市の特徴ある景観を形成しています。



響灘沿いの海岸

### (3) 生業とともにある景観

響灘沿いの豊浦地域や、木屋川流域に広がる田園地域では、まとまりのある農地と集落からなる田園景観を見ることができます。水の張られた水田、稲の生育とともに緑から黄金色へと変化する景観は、継続的な農業活動が支えている生業とともにある景観であり、穏やかなふるさと感じさせる景観です。

海岸沿いでは、漁業活動も盛んであり、港と船、集落からなる漁村集落の景観が見られ、海からの自然の恵みを背景とした生業とともにある特徴ある景観のひとつとなっています。

また、これらの農山漁村集落では、豊穰や安全等を祈願する寺社や祭りの景観も見られ、これらは地域固有の文化を継承する景観となっています。

#### ▼農山村集落の景観

木屋川流域や豊浦地域には、まとまった農地が広がっており、背景の山なみとともに美しい田園景観が広がっています。

農閑期には、地域の人々の手で植えられた菜の花の咲く景観によるもてなしや、豊田地域庭田地区等では、豊作の神様として猿田彦の石塚が田んぼの端に祭られる等、地域文化を継承した景観も見られます。

また、山間に位置する奥野地区では、棚田が残されており、石州瓦の集落とともに特徴ある景観が見られます。



豊田の猿田彦の石塚



奥野の棚田

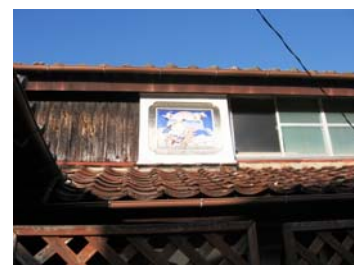
#### ▼漁村集落の景観

響灘沿いには、室津や小串、二見、矢玉、阿川等、多くの漁業集落が点在しており、漁港と船、集落と寺社等からなる漁業集落の景観を見ることができます。

中でも、豊浦地域室津地区では、住宅の建物の外壁の一部に、鰻絵が残る古い建物が見られます。これは、説話や物語、身近な動物や空想上の獣等を題材に、江戸から明治にかけての庶民の日常的な暮らしへの祈りや願いが込められた文化を今に伝える歴史的な景観のひとつでもあります。



小串漁港



室津の鰻絵

## 2. 景観の構造（景域と軸）

これまで整理してきた景観特性に基づき、それぞれを特徴づける景観の大きなまとまりとして読み取ることができる「景域」は6つに区分できます。

また、これらの景観の骨格を形成し、それぞれの景域を特徴づける役割を担っている重要な構造として3つの「景観軸」をあげることができます。これらの軸上では、移動に伴う連続と変化による景観（シークエンス景観）を楽しむことができます。

さらに、6つの景域内には、特に優れた景観を有する地域や、それぞれの地域固有の歴史や文化を背景とした特徴ある景観を有する地域（エリア）も多く、これらは「特徴的なエリア」として重点的な景観形成に取り組むことが望まれます。

なお、多くの人が集まるべき旧4町（旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町、旧豊北町）中心部についても、まちのイメージ形成を誘導する観点から、重点的な景観形成に取り組むことが望まれます。

それぞれの景域、景観軸、特徴的なエリアは、以下の表のとおりです。

### ①景域

特徴	景域	景観の概要
市街地	市街地景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>本州の最西端に位置し、古くから海陸交通の要衝として、海に面して中心市街地が形成されるとともに、平地の少ない地形条件から傾斜地も含め、高密度な市街地が広がっています。</li> <li>関門海峡を挟み、北九州市門司港地区と面しており、相互に見る／見られる関係にあります。</li> <li>主要な幹線道路の沿道には、ロードサイド型の商業施設も多く、その周囲には中低層住宅を中心とした住宅地が広がっています。</li> <li>海岸沿いでは、港湾施設や工場、漁港等地域固有の産業景観を見ることができます。</li> </ul>
海と山	響灘・海岸景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市西部は、響灘（日本海）に面しており、海と島からなる美しい自然景観が広がっています。</li> <li>自然海岸の残る海岸線や澄んだ水面、海に浮かぶ六連島や蓋井島や角島等が見られます。</li> </ul>
	海峡・周防灘海岸景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>本州と九州の狭間で、時代とともに数多くの歴史の舞台となった関門海峡は、本市のシンボリックな海辺空間であり、時間とともに変わる潮の流れや狭い海峡を大型船が往来する光景等、海峡固有の景観を見ることができます。</li> <li>周防灘（瀬戸内海）に海に浮かぶ満珠島、干珠島からなる美しい景観も見られます。</li> </ul>

	山間地景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市中北部にかけて、山間地が広がっており、狗留孫山や華山等の山間地では、豊かな自然環境が多く残されているとともに、これらの山なみは、川沿いに広がる田園景観の背景として、その美しい稜線を見ることができます。</li> <li>・ 山間には、豊かな自然に囲まれ、自然の恵みを活かした湯治場である一の俣温泉があります。</li> </ul>
生業	響灘・田園景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街地の北西部から豊浦地域の海岸沿いにかけて、まとまりのある農地と集落からなる田園景観が見られます。</li> <li>・ 背後には山地・丘陵地が迫り、前面には日本海が広がる響灘沿いでは、地域固有の田園景観を見ることができます。</li> <li>・ かつて毛利侯の湯治場であった川棚温泉も見られます。</li> <li>・ 響灘沿いには、室津や小串、二見、矢玉、阿川等、漁港と漁村集落が数多く見られます。</li> </ul>
	木屋川流域・田園景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市東部に位置し周防灘へと注ぐ豊かな水をたたえる清流・木屋川流域では、川沿いの平地を中心に、広がりのある農地と集落からなる田園景観が見られます。</li> <li>・ 木屋川沿いには、萩と長府を結ぶ旧赤間関街道（北道筋・中道筋）が通り、かつて市のたった西市や宿場町吉田等のまちが形成され、その趣が今も残っています。</li> </ul>







## ②景観軸

景観軸	景観の概要
響灘沿岸軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市域の三方に海岸線を有する本市の特徴のひとつとして、響灘（日本海）沿岸における景観軸が形成されています。</li> <li>・ 美しく長い海岸線とともに、海岸沿いを通る国道 191 号や J R 山陰本線等、南部の市街地から中部の田園地域、北部の山地の迫る中に点在する漁港集落までが結ばれ、海を介して連続する景観として認識されます。</li> </ul>
海峡・周防灘沿岸軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下関・北九州の両市街地が迫る狭い関門海峡から周防灘（瀬戸内海）にかけて、海峡・周防灘沿岸軸が形成されています。</li> <li>・ 潮流の激しい関門から穏やかな周防灘へと変化する海辺に面して市街地が形成され、国道 2 号や 9 号、山陽本線等で結ばれ、海を介して連続する景観として認識されます。</li> </ul>
木屋川軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市東部に位置し周防灘へと注ぐ清流・木屋川は、豊かな水をたたえる自然環境であるとともに、貴重な水源としても重要な役割を担う景観軸が形成されています。</li> <li>・ 河川沿いにはまとまった田園が広がり、国道 491 号や県道等で結ばれ、川を介して連続する景観として認識されます。</li> </ul>


③特徴的な景観を有するエリア

特徴	特徴的な エリア	景観の概要
市街地	関門拠点 エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市のシンボリックな景観のひとつである関門海峡をのぞみ、歴史的な拠点でもある中心市街地からなる地域で、関門景観条例により海峡を挟んで向かい合う北九州市門司地区と一体的な景観形成が進められている地域です。</li> <li>海と港、市街地と背後の丘陵地、また関門橋が一体となった景観は、特徴ある固有の景観として、多くの市民や来訪者に本市を印象づける景観となっています。</li> </ul>  <p style="text-align: center;">関門海峡にのぞむ市街地</p>
	新下関拠点 エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>山陽新幹線新下関駅周辺は、広域交通の玄関口のひとつであり、副都心として商業・業務施設の集積が進んでいる地域です。</li> <li>副都心にふさわしい玄関口としての景観形成を誘導しつつ、周囲の住宅地と調和した魅力的な景観形成を図ることが求められている地域です。</li> </ul>  <p style="text-align: center;">新下関駅東側                      新下関西地区</p>
	長府歴史 エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>毛利氏により長府藩の城下町として栄えた長府地区では、旧山陽道を中心にまちが形成され、今でも多くの通りで武家屋敷の門や土壁等からなる古いまちなみを見ることができ、史跡や旧跡、名所も多く残されています。</li> <li>長府地区では、現在、歴史的なまちなみを保全・再生するため、街なみ環境整備事業により、金屋地区・宮の内地区・古江小路地区・惣社地区において街づくり協定に基づき官民の連携でまちなみ形成が進められています。</li> </ul>




			
	<p>北長門海岸エリア (国定公園)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入り組んだ海岸線と美しい響灘（日本海）が広がり、そこに浮かぶ角島からなる風光明媚な景観を有する地域で、北長門海岸国定公園に指定され、貴重な自然環境の保全・活用に取り組まれている地域です。</li> <li>・ かつては特牛港からの渡船での往来のみでしたが、平成12年に角島大橋が整備され、新たなシンボリックな景観要素となっています。</li> </ul>	 
<p>海と山</p>	<p>御嶽・豊田湖自然エリア (自然公園)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「御嶽」と称され修験道の霊峰でもある狗留孫山や華山等では、山間部の貴重な自然を見ることができるとともに、麓からの山なみ、山頂からの眺め等、視対象や視点場として多くの人に親しまれている自然景観を有する地域で、豊田県立自然公園に指定され、保全・活用されています。</li> <li>・ 同様に豊田県立自然公園に指定されている木屋川の上流に位置する豊田湖周辺においても、豊かな水と緑からなる自然景観を楽しめる地域です。</li> </ul>	 


生業	室津・涌田エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豊浦地域室津地区は、自然の良港である室津湾、湾にせり出す甲山と海岸沿いに広がる松原の緑、湾沿いの漁業集落やヨットハーバー等、自然と調和した港町ならではの地域固有の景観を見ることができます。</li> <li>・ 甲山や烏山の山頂から室津湾を眺める眺望は、美しい自然景観として市民に親しまれています。</li> </ul>
	川棚湯町エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豊浦地域に位置する川棚温泉は、室町時代に僧により掘り当てられたといわれる長い歴史を持つ湯町であり、かつては毛利侯の湯治場として利用された歴史や山頭火の愛した温泉地の歴史を有する地域です。</li> <li>・ 本市の奥座敷として、旅館やホテルが軒を並べる湯町景観が見られます。</li> </ul>



甲山から見る室津湾



烏山から見る室津湾

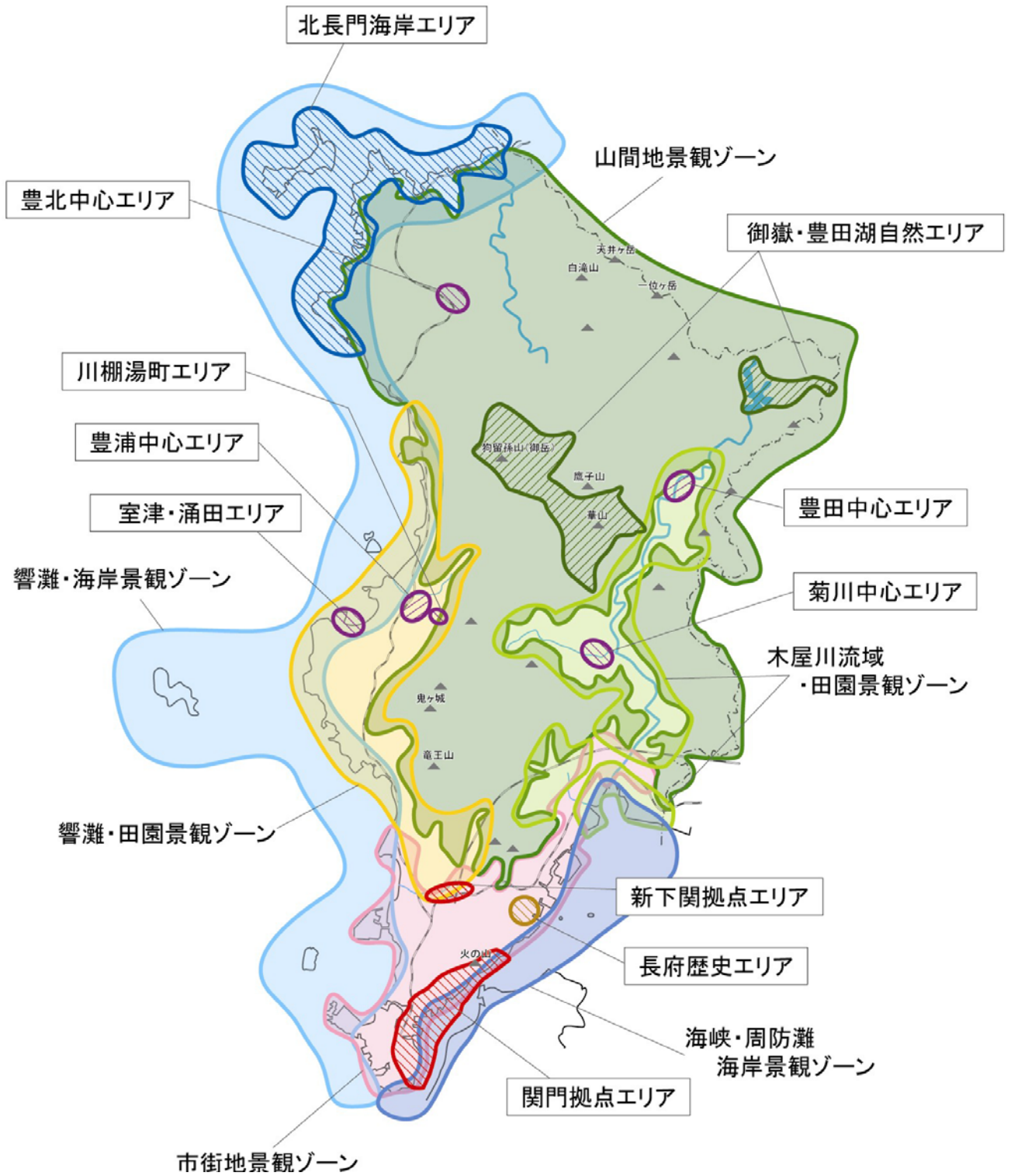


川棚湯町

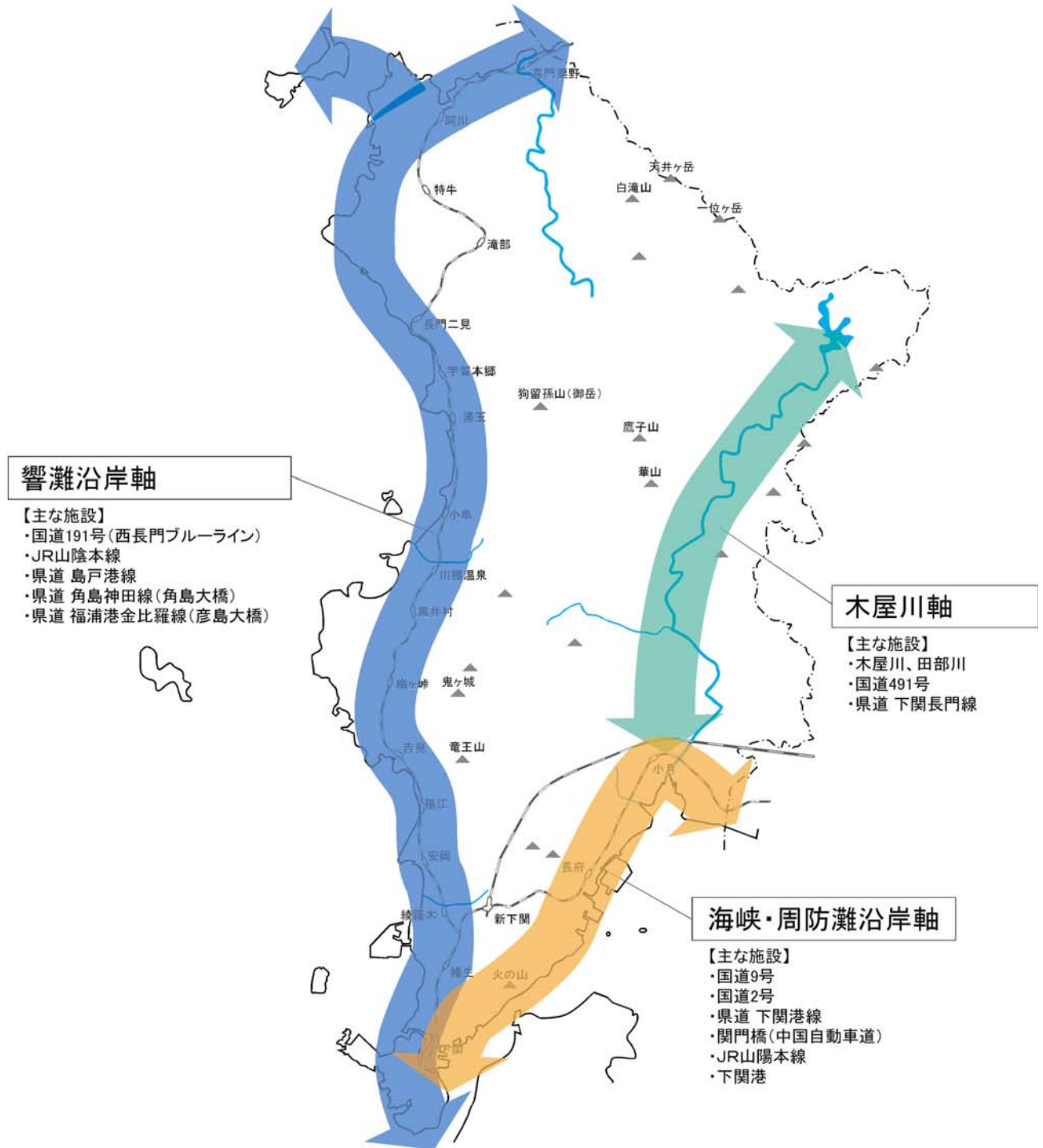
#### ④まちのイメージ形成を中心的に担うエリア

特徴	中心エリア	景観の概要
生業	豊浦中心エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併以前から各地域の中心的な役割を担ってきたエリアであり、地域の活力創出を担っていくことが求められている地域です。</li> <li>・ 各地域での良好なまちのイメージ形成を図るにあたり、誘導する観点から各地域の中心となって、地域資源を活かしつつ、住民と行政が一体となり景観まちづくりに取組んでいくことが重要な地域です。</li> </ul>
	菊川中心エリア	
	豊田中心エリア	
海と山	豊北中心エリア	

# 景観形成にかかるゾーニング



# 景観形成における重要な軸



## 第2章 景観計画区域(景観法第8条第2項第1号)

本市における景観計画区域は、本市全域とします(地先公有水面を含む)。

また、関門海峡に面する領域のうち、身近に対岸を意識し、両岸を一体的に認識でき、その特性に応じた景観誘導を行う地域を「関門景観形成地域」と定めます。

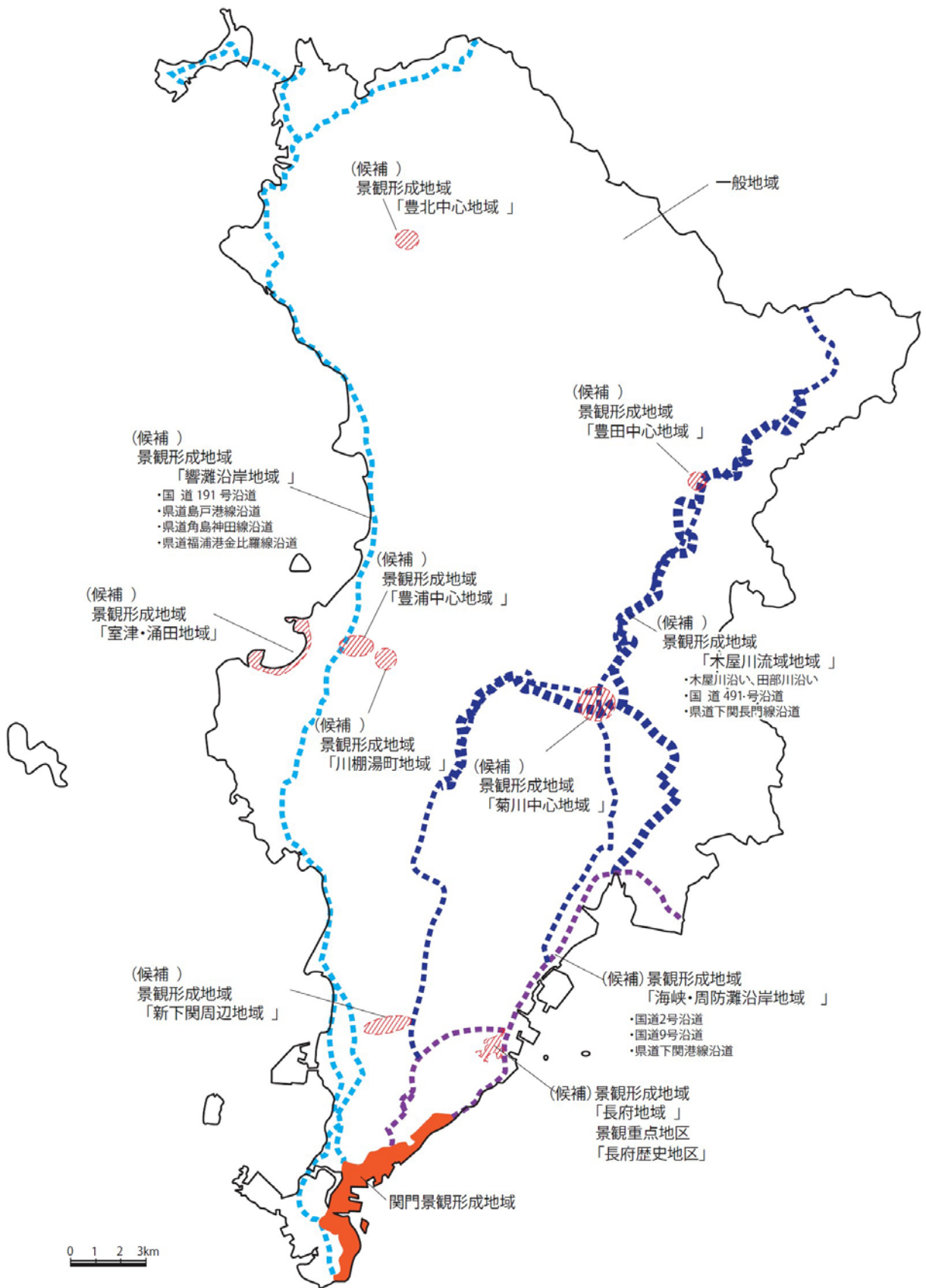
今後は、景観計画区域のうち、地域特性を活かした景観形成を誘導する必要がある地域を「景観形成地域」、よりきめ細やかな景観形成を重点的に推進する必要がある地区を「景観重点地区」と区分し、それぞれの実情にあった景観のコントロールを適用することとします。

景観計画区域	下関市全域(地先公有水面を含む)	
景観形成地域	地域特性を活かした景観形成を誘導する必要がある地域	
	候補	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長府地域(街なみ環境整備促進区域のうち、景観重点地区を除いた範囲)</li> <li>○響灘沿岸地域(響灘沿岸における主要な幹線道路の沿線の範囲)</li> <li>○海峡・周防灘沿岸地域(関門海峡及び周防灘沿岸における主要な幹線道路の沿線の範囲)</li> <li>○木屋川流域地域(木屋川及び田部川沿い及び主要幹線道路の沿線の範囲)</li> <li>○新下関周辺地域(JR新下関駅を中心とした地域)</li> <li>○室津・涌田地域(室津湾沿いの地域)</li> <li>○川棚湯町地域(川棚温泉を中心とした地域)</li> <li>○豊浦・菊川・豊田・豊北中心地域(各地域の中心部)</li> </ul>
景観重点地区	よりきめ細やかな景観形成を重点的に推進する必要がある地区	
	候補	○長府歴史地区
関門景観形成地域	○関門景観条例に基づく関門景観形成地域の下関市内にかかる範囲	

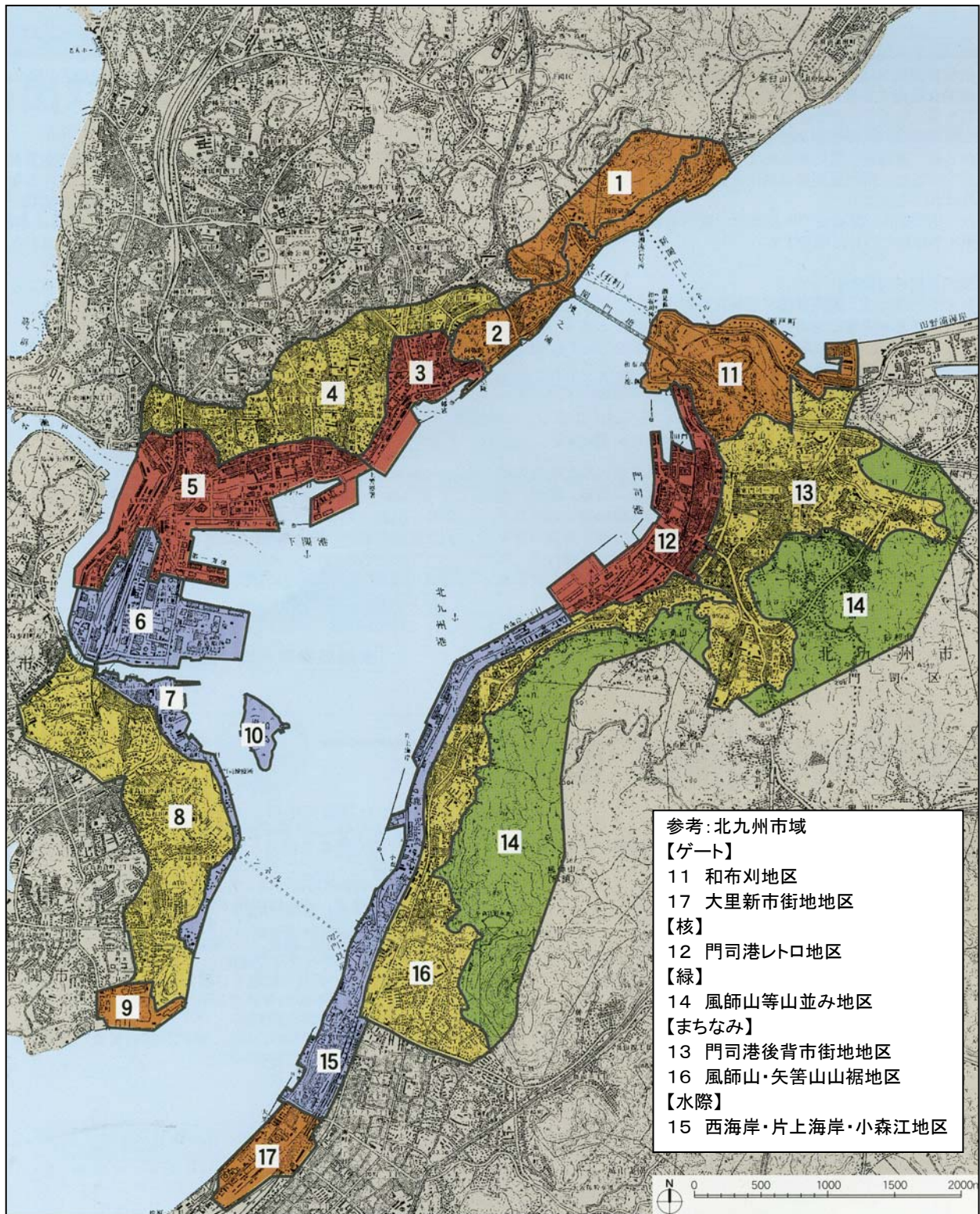
※候補とは、地域の景観形成の熟度に応じて、今後、指定が考えられる地域です。それぞれの地域が指定されるまでは、景観計画区域の基準が適用されます。



■ 下関景観計画区域（地域区分）



■ 関門景観形成地域



なお、本地域は、さらに「ゲート」「核」「まちなみ」「水際」ゾーンとして、以下のように区分する。

	ゲート	核	まちなみ	水際
地区名	1 火の山地区	3 唐戸地区	4 市街地丘陵地地区	6 下関第2突堤地区
	2 前田・壇之浦地区	5 下関都心地区	8 彦島丘陵地地区	7 彦島沿岸部地区
	9 彦島田の首地区			10 巖流島地区



## 第3章 良好な景観の形成に関する方針（景観法第8条第2項第2号）

### 1. 全体方針

#### （1）景観まちづくりの基本理念

#### 自然と歴史と人が織りなす 交流都市の魅力ある景観まちづくり

本市では、人と人、人と自然、人と歴史のつながりを大切にしながら、合併により新しく誕生した下関市として、魅力あるまちを共に創りあげていこうとしています。

こうした中で、これまで培ってきた歴史ある都市美、関門海峡や美しく長い山陰海岸、農山漁村風景等の魅力ある景観と豊かな自然環境を市民共通の資産として見つめ直し、かけがえのない景観を人とのつながりの中で守り、創り、育む景観まちづくりを推進します。

#### （2）景観まちづくりの目標

##### ◆市民と事業者、行政の協働による景観まちづくり

まちづくりの担い手は、市民一人ひとりです。地域を支える人と人のつながりを大切に、市民・事業者・行政の協働による魅力あるまちづくりを進めていきます。

地域の魅力を高めるまちづくりを進めるため、市民や事業者の参加意識の高揚を図りながら、市民活動等とも連携した多様な主体のパートナーシップによる景観まちづくりを推進します。

##### ◆下関市を包み込む豊かな自然を育む景観まちづくり

本市は、関門海峡や美しく長い山陰海岸、穏やかな山々、河川やこの水辺等、豊かな自然環境に恵まれており、この豊かな自然を保全しつつ、観光や交流の場として活用していくことが求められています。

地域を特徴づけ、本市を包み込む豊かな自然環境を、人々と自然との関わりの中でより豊かに育み、守っていくとともに、人々の交流が生まれる観光やレクリエーション、また市民生活の憩いや癒しの場として活用していきます。

##### ◆地域固有の歴史を見つめ、郷土を愛する心を育てる景観まちづくり

本市には、数多くの歴史的・文化的資源が残されており、これらが多くの観光客を集める魅力のひとつとなっています。

これまでに培ってきた地域固有の歴史や文化を保全・継承しつつ、観光交流の魅力として活用していくことが求められており、これらの貴重な景観資源を市民が十分に認識し、資源の保全や活用を通じて郷土愛を育めるような、心豊かな景観まちづくりを推進します。

### ◆次代の先駆けとなる美しく活力ある海峡都市の景観まちづくり

本市は、関門海峡に抱かれた自然環境の中で、幕末には全国に先駆けて「維新」の舞台となる等、海峡都市として近代化の歩みの中で発展を遂げてきました。

それらの地理的・歴史的特性を活かし、海峡都市・観光都市としての個性化を図るとともに、美しく、魅力的な都市景観を形成することによって、経済活動や観光振興等、まちの活力増進に寄与する景観まちづくりを推進します。

### ◆良好な生活環境の中で、ふるさとの魅力を発信できる景観まちづくり

本市には、多様な風土や歴史とともに育まれた地域固有の景観や、農業や漁業等の生業と暮らしの中で継承されている伝統的行事や生活文化とともにある景観等、魅力ある地域の景観が多く見られます。

それぞれの地域らしさを有する暮らしとともにある景観を保全・継承しつつ、より良好な生活環境の形成に資するまちづくりを推進することにより、地域の魅力を醸成し、広く発信する等による活力ある地域づくりへの活用を図っていきます。

## (3) 景観まちづくりの方針

### ◆市民・事業者・行政の総合力による景観の形成

景観は、大地の上で練り広げられる人々の暮らしの中で生まれ、創られています。良好な景観形成には、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいくことが必要です。市民・事業者・行政のそれぞれが景観づくりの担い手であるという意識を常に持ち、継続的に取り組むことで、良好な景観形成を推進します。

### ◆海と大地の豊かな自然に寄り添う景観の形成

海と大地の豊かな自然に抱かれた恵まれた環境を次世代にまで継承するため、貴重な自然環境を保全するとともに、海、山、川、田園等の自然景観に寄り添い、自然と調和した潤い豊かな景観形成を推進します。

### ◆地域固有の歴史文化をつなぐ景観の形成

長い時間の中で脈々と受け継がれてきた固有の歴史・文化的な景観を適切に保全するとともに、地域のアイデンティティとともに次世代へ継承し、郷土への愛着と豊かな心を育む景観形成を推進します。

### ◆海峡の魅力と調和した都市景観の形成

美しくダイナミックな関門海峡の自然景観と、海峡都市として培われてきた歴史や文化を素地に、海峡の魅力と都市が調和した風格ある景観形成を推進します。

また、海峡の自然を際立たせるとともに、歴史的建造物等を活かした品格と情緒ある「光の回廊」として、魅力ある夜間景観の形成を推進します。

### ◆地域の魅力を高め、活力づくりに活かす景観の形成

景観は、人々の営みとともにある環境の表れです。景観を通して、地域の魅力を再発見するとともに、その魅力を活かし、地域の価値をより高めることが、質の高い魅力あふれる環境を形成し、活力創出につながります。

多くの人でにぎわい活気あふれる商業地、緑豊かな落ち着いた住宅地、どこか懐かしく季節の移ろいを感じられる田園地域等、それぞれの魅力を高め、活かすことで、住民が自分たちの地域に誇りを感じ、住み続けたいと思う景観形成を推進します。

## 2. ゾーン区分とゾーン別の景観形成の方針

### (1) 景観計画区域

#### 1) 市街地景観ゾーン

海峡都市として発展してきた歴史をふまえ、海辺の眺望や山並みとの調和に配慮しつつ、風格とにぎわいのある市街地景観の形成を図ります。また、丘陵地や斜面地に広がる市街地では、海辺や市街地からの見え方に留意しつつ、背景となる山並みの緑を活かし、緑と調和したうまいある斜面地の景観形成を図ります。

さらに、本市の景観の骨格となる主要な幹線道路の沿道では、周辺地域の景観を阻害することのないように配慮しつつ、周辺と調和した魅力ある沿道景観の形成を図ります。

#### 2) 響灘・海岸景観ゾーン

風光明媚な海岸線と広がりのある美しい響灘、そこに浮かぶ島々からなる海辺の自然景観の保全を図るとともに、貴重な自然環境と調和した景観形成を図ります。

#### 3) 海峡・周防灘海岸景観ゾーン

風光明媚な海岸線とダイナミックな関門海峡から穏やかな周防灘の海、そこに浮かぶ島々からなる自然景観の保全を図るとともに、貴重な自然環境と調和した景観形成を図ります。

#### 4) 山間地景観ゾーン

本市の大部分を占める山間地では、大半が森林に囲まれ、豊かな自然環境の中多くの生物の生息環境となっています。その山間を縫って流れる河川沿いには集落と田畑が点在し、豊浦町大河内地区や豊田町奥野地区等では山とともに生きる営みとして美しい棚田も見られます。これらの山々の緑は、ふもとの市街地や田園地域からの背景となる景観要素でもあり、緑豊かな山間の自然景観の保全を図るとともに、美しい自然景観を阻害せず、周囲と調和した景観形成を図ります。



また、風光明媚な景観を楽しめる国道 191 号や県道島戸港線沿道では、美しい自然海岸や海への眺めと調和した魅力ある沿道景観の形成を図ります。

#### 5) 響灘・田園景観ゾーン

眼前には美しい響灘、背後には鬼ヶ城山から浄天山へかけた山並みの緑に包まれた豊かな自然環境と調和した田園と集落からなるうるおいある景観形成を図ります。

また、風光明媚な景観を楽しめる国道 191 号は、「西長門ブルーライン」として市内外の多くの人に親しまれる通りであり、美しい自然海岸や海への眺めと調和した魅力ある沿道景観の形成を図ります。

#### 6) 木屋川流域・田園景観ゾーン

緑豊かな山々に囲まれたふもとに広がる盆地では、豊かな水を湛える木屋川が流れ、まとまりと広がりのある田園景観が形成されています。山間に広がる美しい田園景観の保全をはかるとともに、長門地域への主要な観光ルートである国道 491 号や県道下関長門線の沿道では、周辺地域の景観を阻害することのないよう配慮しつつ、周囲の自然と調和した落ち着いたある沿道景観の形成を図ります。

また、木屋川河口部には本市の骨格となる主要な幹線道路である国道 2 号が通っており、河口から周防灘にかけての田園と海辺を背景とした周辺の景観を阻害することのないように配慮しつつ、周囲と調和した魅力ある沿道景観の形成を図ります。

## (2) 関門景観形成地域

本市のシンボリックな空間である関門海峡との関わり合いを重視した魅力ある海辺の景観の形成を図るとともに、海峡を共有する北九州市と連携した一体的な景観形成を推進します。

また、昼だけでなく夜の景観を楽しめる機会づくりとして、関門の自然や歴史的建造物等を活かし、訪れる人々に歴史と文化の深さを伝えられるような品格と情緒ある夜間景観の形成を図ります。

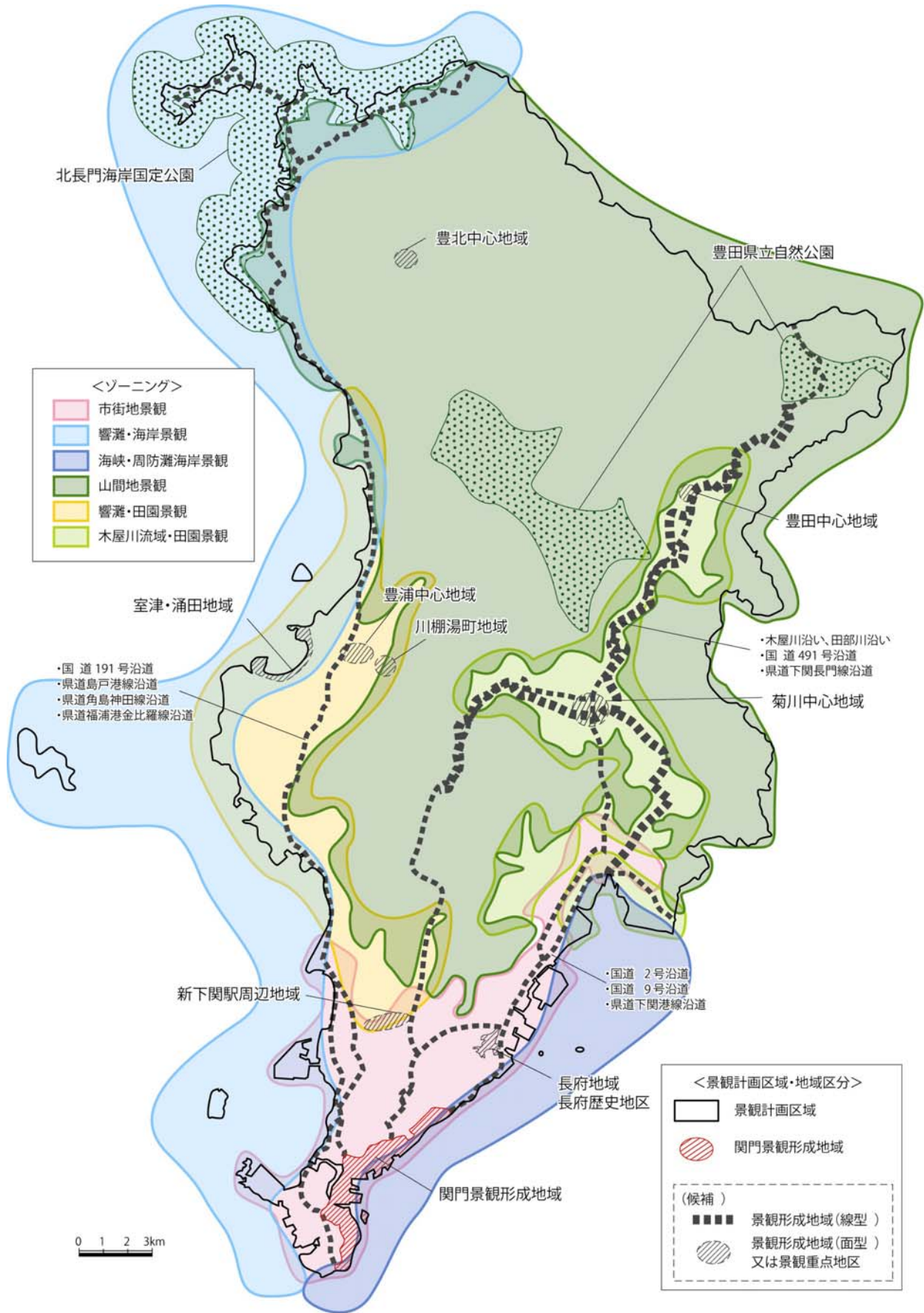
なお、地域内の各ゾーンにおいては、「関門景観の保全、育成、創造の方針」やゾーン毎の特性をふまえ、以下の景観形成方針に基づいた景観形成を図ります。

### ◆関門景観の保全、育成、創造の方針

- 方針1 景観のまとまりと豊かな表情をつくる「山並みの緑」の保全・修復
- 方針2 海峡を隔てて互いに魅力を高め合う「まちなみ」の形成
- 方針3 海峡沿いの両岸に連なる「水際」の形成
- 方針4 海峡が培う厚みのある「歴史」の継承と活用
- 方針5 関門の新たな魅力となり、両岸に広がる「夜景」の演出
- 方針6 両市・両市民・事業者の連携による「景観づくり」の推進

ゾーン	景観形成方針
ゲート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火の山周辺では、関門海峡の入口のランドマークとなるような山々と、赤間神宮等歴史的景観資源を含めたまちなみと、水際、関門橋等によるシンボリックなゲート景観の形成を図ります。</li> <li>・ 彦島田の首周辺では、再整備再開発による新市街地整備等を活用し、周辺の緑や水際と調和のとれた多彩なゲート景観の形成を図ります。</li> </ul>
核	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 唐戸周辺では、歴史ある市街地を活かし、対岸との連携を図りながら、ドラマチックでロマンに満ちた水際のにぎわいと海峡を介して向かい合う個性あるまちなみ景観を中心に、関門海峡の核となる景観の形成を図ります。</li> <li>・ 本市の都心部では、業務施設を中心として都心にふさわしい風格が感じられるまちなみ景観や、都心ならではの美しい夜間景観の形成を図ります。</li> </ul>
まちなみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 丘陵地に広がる市街地では、なだらかな緑による潤いとゆとりあるまちなみ景観の形成を図ります。</li> <li>・ 市街地では、緑豊かな山裾や取り囲まれた山々におさまった住宅等による個性あるまちなみ景観の形成を図ります。</li> </ul>
水際	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 港湾施設が連続するところでは、船舶の動きや後背地の広がりを感じられる水際景観や、水際を彩る夜間景観の形成を図ります。</li> <li>・ 巖流島では、自然とロマンを活用し、その個性的な島景観の形成を図ります。</li> </ul>

■ゾーニング図



## 第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

### (景観法第8条第2項第3号)

#### 1. 届出対象行為

良好な景観形成の方針の実現に向け、景観法に基づく届出対象行為は、これまでの景観形成の取り組み及び周囲の景観に与える影響等を考慮し、地域・地区ごとに以下のとおりとします。

##### (1) 景観計画区域

届出対象行為	規模
建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	以下のいずれかに該当するもの ○高さが 20m を超えるもの ○延べ床面積が 5,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
工作物の新設等	以下のいずれかに該当するもの ○高さが 20m を超えるもの ○築造面積が 5,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
土地の形質の変更	○当該変更に係る部分の土地の面積の合計が 5,000 m <sup>2</sup> を超えるもの

##### (2) 関門景観形成地域

届出対象行為	規模
建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	以下のいずれかに該当するもの ○高さが 10m 以上のもの ○延べ床面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上のもの
工作物の新設等	以下のいずれかに該当するもの ○高さが 10m 以上のもの ○築造面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上のもの ○建築物の上に設置する場合、その高さの合計が 10m 以上のもの
土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓	土地又は水面 ○面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上のもの のり面、擁壁 ○高さが 3m 以上かつ延長 10m 以上のもの
その他、関門景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの	



## 2. 景観形成基準（良好な景観の形成のための行為の制限）

地域の景観特性をふまえ、良好な景観形成の実現に向け、守るべき景観形成基準は、以下のとおりとします。なお、個々の建築・開発等の行為を行うにあたっては、「良好な景観の形成にかかる方針」における「ゾーン別・エリア別の方針」の内容にそったものとなるよう配慮することを前提とします。

### （1）景観計画区域

項目		景観形成基準
共通		<input type="checkbox"/> 良好な景観の形成にかかる各ゾーン別の方針にそった景観形成に配慮したものとする。
建築物 工作物	配置	<input type="checkbox"/> 前面道路や隣接地の状況を十分に認識し、建築物等の適切な配置に努める。
	高さ	<input type="checkbox"/> 地域の建築物等の高さや輪郭に配慮し、景観の連続性を損なわないように努める。
	意匠	<input type="checkbox"/> 通りの魅力を高め、表情豊かな外観を創り出すと共に、地域のまとまりや個性に配慮したデザインに努める。 <input type="checkbox"/> 外壁等の素材や色彩は、地域の景観特性に与える影響を認識し、周辺の環境と調和するように努める。
	外構	<input type="checkbox"/> 駐車場を建物と一体の施設として捉え、形態や配置を工夫する。 <input type="checkbox"/> さく・塀・門・舗装等においては、周辺の景観に調和するよう形態・素材・高さ・色彩等に配慮する。
	敷地内緑化	<input type="checkbox"/> 既存樹木の保全に努めると共に、敷地内の緑化に努める。
	その他	<input type="checkbox"/> 看板やサイン等の広告物を設置する際には、周辺の景観と調和するよう規模、材質、デザインや色彩に配慮する。 <input type="checkbox"/> 建築物等に付帯する設備は、建物と一体の施設として捉え、形態や配置を工夫する。 <input type="checkbox"/> 夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明では、地域の景観特性に応じて景観形成を工夫するとともに、周辺への影響に配慮する。
土地の形質の変更		<input type="checkbox"/> 既存の地形や自然環境に十分配慮し、景観上支障となる長大なおり面や高い擁壁が生じないように努める。 <input type="checkbox"/> のり面が生じる場合には、周辺の植生と調和した緑化や修景に努める。

(2) 関門景観形成地域\*

※地区番号は P18「関門景観形成地域」参照

①火の山地区

項目		景観形成基準			
共通		□良好な景観の形成に関する方針のうち、「関門景観形成地域・ゲートゾーン」における景観形成方針に配慮したものとする。			
建築物・工作物	配置	□建築物等は、周辺の緑を損なわないように配置する。 □歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるように配慮する。			
	高さ	□建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、背景の山並みから突出しない高さとする。 □建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺と連続感やリズム感を持ったまちなみとする。			
	形態	□建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないように配慮する。やむをえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 □海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるように努める。 □建築物等は、周辺の緑に融け込む形態とする。			
	色彩	□建築物等は、豊かな緑と融合する穏やかな色彩とする。 □建築物等の色は、次の表に示すものを用いる。			
			色相	明度	彩度
		屋根	R、YR、Y	5以下	3以下
			GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下
			N（無彩色）	6以下	—
	基調色	R、YR、Y	全域	3以下	
		GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上9以下	1以下	
		N（無彩色）	3以上9以下	—	
建築設備等	□屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 □屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。				
緑化及び外構等	□既存樹林の緑を保全する。やむをえない場合は、樹林内の樹種を使って可能な限り緑化する。				
夜間照明	□周辺の景観及び建築物等との調和に配慮した魅力ある夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。）				
公共施設	□土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。				
土地の形質等	□形質の変更はできるだけ行わない。やむをえない場合は、修景や緑化を行い周辺環境と馴染むようにする。				

②前田（火の山山裾）・壇之浦地区

項目		景観形成基準																										
共通		<input type="checkbox"/> 良好な景観の形成に関する方針のうち、「関門景観形成地域・ゲートゾーン」における景観形成方針に配慮したものとする。																										
建築物・工作物	配置	<input type="checkbox"/> 建築物等は、周辺の緑に調和するように配慮する。 <input type="checkbox"/> 水際に面する建築物等は、できる限り水際から後退し、海沿いの開放性や親水性を高めるように努める。（港湾管理上、立入りが禁止されている区域は除く。） <input type="checkbox"/> 歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるように配慮する。 <input type="checkbox"/> 水際部にある建築物等は、できる限り後背地から海峡への眺望が確保されるように努める。																										
	高さ	<input type="checkbox"/> 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、背景の山並みや周辺のまちなみから突出しない高さとする。 <input type="checkbox"/> 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺と連続感やリズム感を持ったまちなみとする。																										
	形態	<input type="checkbox"/> 建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないように配慮する。やむをえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 <input type="checkbox"/> 海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるように努める。 <input type="checkbox"/> 建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるように努める。																										
	色彩	<input type="checkbox"/> 建築物等は、山裾の緑とそれに融け込む住宅地にふさわしい、暖かみのある落ち着いた色彩とする。 <input type="checkbox"/> 建築物等の色は、次の表に示すものを用いる。																										
					<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根</td> <td>R、YR、Y</td> <td>5以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>5以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N（無彩色）</td> <td>6以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">基調色</td> <td>R、YR、Y</td> <td>全域</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>3以上</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N（無彩色）</td> <td>3以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	屋根	R、YR、Y	5以下	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下	N（無彩色）	6以下	—	基調色	R、YR、Y	全域	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上	1以下	N（無彩色）	3以上
	色相	明度	彩度																									
屋根	R、YR、Y	5以下	3以下																									
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下																									
	N（無彩色）	6以下	—																									
基調色	R、YR、Y	全域	3以下																									
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上	1以下																									
	N（無彩色）	3以上	—																									
建築設備等	<input type="checkbox"/> 屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 <input type="checkbox"/> 屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。																											
緑化及び外構等	<input type="checkbox"/> できる限り既存木を残し、周辺の緑と調和した樹種により緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に努める。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。																											

	夜間照明	<input type="checkbox"/> 周辺の景観及び建築物等との調和に配慮した魅力ある夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。) <input type="checkbox"/> 海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間景観を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するように努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。)
	公共施設	<input type="checkbox"/> 土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
	土地の形質等	<input type="checkbox"/> 形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないように工夫をする。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるように努める。 <input type="checkbox"/> 海を埋め立てる場合は、水際線を乱さないように配慮する。



③唐戸地区

項目		景観形成基準																											
共通		<input type="checkbox"/> 良好な景観の形成に関する方針のうち、「関門景観形成地域・核ゾーン」における景観形成方針に配慮したものとする。																											
建築物・工作物	配置	<input type="checkbox"/> 水際に面する建築物等は、できる限り水際から後退し、海沿いの開放性や親水性を高めるように努める。(港湾管理上、立入りが禁止されている区域は除く。) <input type="checkbox"/> 歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるように配慮する。 <input type="checkbox"/> 水際部にある建築物等は、できる限り後背地から海峡への眺望が確保されるように努める。																											
	高さ	<input type="checkbox"/> 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺のまちなみから突出しない高さとする。 <input type="checkbox"/> 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺と連続感やリズム感を持ったまちなみとする。																											
	形態	<input type="checkbox"/> 建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないように配慮する。やむをえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 <input type="checkbox"/> 海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるように努める。 <input type="checkbox"/> 建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるように努める。																											
	色彩	<input type="checkbox"/> 建築物等は、海峡のロマンを感じさせるまちなみにふさわしく、地域に蓄積された個性ある色を生かした色彩とする。 <input type="checkbox"/> 建築物等の色は、次の表に示すものを用いる。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根</td> <td>R、YR、Y</td> <td>5以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>5以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>6以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">基調色</td> <td>R、YR</td> <td>全域</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>全域</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>3以上9以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>3以上9以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	屋根	R、YR、Y	5以下	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下	N(無彩色)	6以下	—	基調色	R、YR	全域	6以下	Y	全域	4以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上9以下	1以下	N(無彩色)	3以上9以下	—
		色相	明度	彩度																									
屋根	R、YR、Y	5以下	3以下																										
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下																										
	N(無彩色)	6以下	—																										
基調色	R、YR	全域	6以下																										
	Y	全域	4以下																										
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上9以下	1以下																										
	N(無彩色)	3以上9以下	—																										
建築設備等	<input type="checkbox"/> 屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 <input type="checkbox"/> 屋上は、眺望点からの見え方(俯瞰)にも配慮する。																												
緑化及び外構等	<input type="checkbox"/> 既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に努める。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。																												

	夜間照明	<input type="checkbox"/> 周辺の景観及び建築物等との調和に配慮した魅力ある夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。) <input type="checkbox"/> 海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間景観を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するように努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。)
	公共施設	<input type="checkbox"/> 土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
	土地の形質等	<input type="checkbox"/> 形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないように工夫をする。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるように努める。 <input type="checkbox"/> 海を埋め立てる場合は、水際線を乱さないように配慮する。

④市街地丘陵地地区、⑧彦島丘陵地地区

項目		景観形成基準																											
共通		□良好な景観の形成に関する方針のうち、「関門景観形成地域・まちなみゾーン」における景観形成方針に配慮したものとする。																											
建築物・工作物	配置	□建築物等は、周辺の緑に調和するように配置する。 □歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるように配慮する。																											
	高さ	□建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺のまちなみから突出しない高さとする。 □建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺と連続感やリズム感を持ったまちなみとする。																											
	形態	□建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないように配慮する。やむをえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 □海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるように努める。 □建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるように努める。																											
	色彩	□建築物等は、山裾と調和した心地よい住宅地にふさわしく、暖かみのある落ち着いた色彩とする。 □建築物等の色は、次の表に示すものを用いる。																											
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根</td> <td>R、YR、Y</td> <td>5以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>5以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N（無彩色）</td> <td>6以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">基調色</td> <td>R、YR、Y</td> <td>全域</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>3以上</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N（無彩色）</td> <td>3以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				色相	明度	彩度	屋根	R、YR、Y	5以下	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下	N（無彩色）	6以下	—	基調色	R、YR、Y	全域	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上	1以下	N（無彩色）	3以上	—
		色相	明度	彩度																									
屋根	R、YR、Y	5以下	3以下																										
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下																										
	N（無彩色）	6以下	—																										
基調色	R、YR、Y	全域	3以下																										
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上	1以下																										
	N（無彩色）	3以上	—																										
建築設備等	□屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 □屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。																												
緑化及び外構等	□できる限り既存木を残し周辺の緑と調和した樹種により緑化に努める。 □駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に努める。 □擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。																												
夜間照明	□周辺の景観及び建築物等との調和に配慮した魅力ある夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。） □海のエッジを浮かび上げさせ美しい夜間景観を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するように努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。）																												

	公共施設	<input type="checkbox"/> 土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
	土地の形質等	<input type="checkbox"/> 形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないように工夫をする。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるように努める。

⑤下関都心地区

項目		景観形成基準																										
共通		<input type="checkbox"/> 良好な景観の形成に関する方針のうち、「関門景観形成地域・核ゾーン」における景観形成方針に配慮したものとする。																										
建築物・工作物	配置	<input type="checkbox"/> 水際に面する建築物等は、できる限り水際から後退し、海沿いの開放性や親水性を高めるように努める。(港湾管理上、立入りが禁止されている区域は除く。) <input type="checkbox"/> 歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるように配慮する。 <input type="checkbox"/> 水際部にある建築物等は、できる限り後背地から海峡への眺望が確保されるように努める。																										
	高さ	<input type="checkbox"/> 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺のまちなみから突出しない高さとする。 <input type="checkbox"/> 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺と連続感やリズム感を持ったまちなみとする。																										
	形態	<input type="checkbox"/> 建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないように配慮する。やむをえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 <input type="checkbox"/> 海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるように努める。 <input type="checkbox"/> 建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるように努める。																										
	色彩	<input type="checkbox"/> 建築物等は、商業・業務施設が集積する新しい中心市街地にふさわしい、品格と秩序を感じさせる色彩とする。 <input type="checkbox"/> 建築物等の色は、次の表に示すものを用いる。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根</td> <td>R、YR、Y</td> <td>5以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>5以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>6以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">基調色</td> <td rowspan="2">R、YR、Y</td> <td>5以上6未満の場合</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>6以上の場合</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>6以上</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>6以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	屋根	R、YR、Y	5以下	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下	N(無彩色)	6以下	—	基調色	R、YR、Y	5以上6未満の場合	3以下	6以上の場合	6以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	6以上	1以下	N(無彩色)	6以上	—
		色相	明度	彩度																								
屋根	R、YR、Y	5以下	3以下																									
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下																									
	N(無彩色)	6以下	—																									
基調色	R、YR、Y	5以上6未満の場合	3以下																									
		6以上の場合	6以下																									
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	6以上	1以下																									
	N(無彩色)	6以上	—																									
建築設備等	<input type="checkbox"/> 屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 <input type="checkbox"/> 屋上は、眺望点からの見え方(俯瞰)にも配慮する。																											
緑化及び外構等	<input type="checkbox"/> 既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に努める。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。																											



	<p>夜間照明</p>	<p><input type="checkbox"/>周辺の景観及び建築物等との調和に配慮した魅力ある夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。)</p> <p><input type="checkbox"/>海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間景観を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するように努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。)</p>
	<p>公共施設</p>	<p><input type="checkbox"/>土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。</p>
	<p>土地の形質等</p>	<p><input type="checkbox"/>形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないように工夫をする。</p> <p><input type="checkbox"/>擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるように努める。</p> <p><input type="checkbox"/>海を埋め立てる場合は、水際線を乱さないように配慮する。</p>

⑥下関第2突堤地区、⑦彦島沿岸部地区

項目		景観形成基準																													
共通		□良好な景観の形成に関する方針のうち、「関門景観形成地域・水際ゾーン」における景観形成方針に配慮したものとする。																													
建築物・工作物	配置	<p>□水際に面する建築物等は、できる限り水際から後退し、海沿いの開放性や親水性を高めるように努める。(港湾管理上、立入りが禁止されている区域は除く。)</p> <p>□歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるように配慮する。</p> <p>□水際部にある建築物等は、できる限り後背地から海峡への眺望が確保されるように努める。</p>																													
	高さ	<p>□建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺のまちなみから突出しない高さとする。</p> <p>□建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺と連続感やリズム感を持ったまちなみとする。</p>																													
	形態	<p>□建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないように配慮する。やむをえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。</p> <p>□海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるように努める。</p> <p>□建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるように努める。</p>																													
	色彩	<p>□建築物等は、海辺の産業ゾーンとして、明るく開放的な色彩とする。</p> <p>□建築物等の色は、次の表に示すものを用いる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根</td> <td>R、YR、Y</td> <td>5以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>5以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>6以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">基調色</td> <td>R、YR、Y</td> <td>5以上</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY</td> <td>5以上</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>6以上</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>6以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				色相	明度	彩度	屋根	R、YR、Y	5以下	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下	N(無彩色)	6以下	—	基調色	R、YR、Y	5以上	3以下	GY	5以上	1以下	G、BG、B、PB、P、RP	6以上	1以下	N(無彩色)	6以上	—
		色相	明度	彩度																											
屋根	R、YR、Y	5以下	3以下																												
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下																												
	N(無彩色)	6以下	—																												
基調色	R、YR、Y	5以上	3以下																												
	GY	5以上	1以下																												
	G、BG、B、PB、P、RP	6以上	1以下																												
	N(無彩色)	6以上	—																												
建築設備等	<p>□屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。</p> <p>□屋上は、眺望点からの見え方(俯瞰)にも配慮する。</p>																														
緑化及び外構等	<p>□既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、緑化に努める。</p> <p>□駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に努める。</p> <p>□擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。</p>																														

	<p>夜間照明</p>	<p><input type="checkbox"/> 周辺の景観及び建築物等との調和に配慮した魅力ある夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。)</p> <p><input type="checkbox"/> 海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間景観を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するように努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。)</p>
	<p>公共施設</p>	<p><input type="checkbox"/> 土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。</p>
	<p>土地の形質等</p>	<p><input type="checkbox"/> 形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないように工夫をする。</p> <p><input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるように努める。</p> <p><input type="checkbox"/> 海を埋め立てる場合は、水際線を乱さないように配慮する。</p> <p><input type="checkbox"/> (⑦彦島沿岸部のみ) 自然海岸が残る場所は保全に努める。</p>

⑨彦島田の首地区

項目		景観形成基準																											
共通		<input type="checkbox"/> 良好な景観の形成に関する方針のうち、「関門景観形成地域・ゲートゾーン」における景観形成方針に配慮したものとする。																											
建築物・工作物	配置	<input type="checkbox"/> 水際に面する建築物等は、できる限り水際から後退し、海沿いの開放性や親水性を高めるように努める。(港湾管理上、立入りが禁止されている区域は除く。) <input type="checkbox"/> 歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるように配慮する。 <input type="checkbox"/> 水際部にある建築物等は、できる限り後背地から海峡への眺望が確保されるように努める。																											
	高さ	<input type="checkbox"/> 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺のまちなみから突出しない高さとする。 <input type="checkbox"/> 建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺と連続感やリズム感を持ったまちなみとする。																											
	形態	<input type="checkbox"/> 建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないように配慮する。やむをえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 <input type="checkbox"/> 海峡から望める建築物等は、海峡からの見え方に配慮した形態となるように努める。 <input type="checkbox"/> 建築物等は、周辺の建築物等や自然、歴史環境に調和するような形態となるように努める。																											
	色彩	<input type="checkbox"/> 建築物等は、海辺の新たなゲートとして、明るく開放的な色彩とする。 <input type="checkbox"/> 建築物等の色は、次の表に示すものを用いる。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根</td> <td>R、YR、Y</td> <td>5以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>5以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>6以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">基調色</td> <td>R、YR、Y</td> <td>5以上</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY</td> <td>5以上</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>6以上</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>6以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	屋根	R、YR、Y	5以下	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下	N(無彩色)	6以下	—	基調色	R、YR、Y	5以上	3以下	GY	5以上	1以下	G、BG、B、PB、P、RP	6以上	1以下	N(無彩色)	6以上	—
		色相	明度	彩度																									
屋根	R、YR、Y	5以下	3以下																										
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下																										
	N(無彩色)	6以下	—																										
基調色	R、YR、Y	5以上	3以下																										
	GY	5以上	1以下																										
	G、BG、B、PB、P、RP	6以上	1以下																										
	N(無彩色)	6以上	—																										
建築設備等	<input type="checkbox"/> 屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 <input type="checkbox"/> 屋上は、眺望点からの見え方(俯瞰)にも配慮する。																												
緑化及び外構等	<input type="checkbox"/> 既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 駐車場やその他の付帯施設は、船舶や対岸からの見え方に配慮した配置や緑化等に努める。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、緑化等により周辺との調和に配慮した工夫をする。																												

	夜間照明	<input type="checkbox"/> 周辺の景観及び建築物等との調和に配慮した魅力ある夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。) <input type="checkbox"/> 海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間景観を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するように努める。(夜間照明は、航路障害とならないものとする。)
	公共施設	<input type="checkbox"/> 土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
	土地の形質等	<input type="checkbox"/> 形質の変更の際は、船舶や対岸からの見え方や周辺の地形との調和に配慮する。また、大きなのり面や擁壁を生じないように工夫をする。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然に調和した素材や形態となるように努める。 <input type="checkbox"/> 海を埋め立てる場合は、水際線を乱さないように配慮する。



⑩巖流島地区

項目		景観形成基準																									
共通		□良好な景観の形成に関する方針のうち、「関門景観形成地域・水際ゾーン」における景観形成方針に配慮したものとする。																									
建築物・工作物	配置	□建築物等は、緑や水際等の周辺環境を損なわないように配置する。 □歴史的建造物等のランドマークとなるものが近くにある場合は、できる限りそれらへの見通しが確保できるように配慮する。																									
	高さ	□建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、島のシルエットと調和した高さとする。 □建築物等は、航路上の船舶や対岸から見て、周辺と連続感やリズム感を持ったまちなみとする。																									
	形態	□建築物等の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないように配慮する。やむをえない場合は、形態や色彩等に変化を持たせることによって、圧迫感の低減に努める。 □建築物等は、周辺の緑や水際等の周辺環境に融け込む形態とする。																									
	色彩	□建築物等は、豊かな緑や水際等と融合する緩やかな色彩とする。 □建築物等の色は、次の表に示すものを用いる。																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根</td> <td>R、YR、Y</td> <td>5以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>5以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N（無彩色）</td> <td>6以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">基調色</td> <td>R、YR、Y</td> <td>全域</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>3以上9以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N（無彩色）</td> <td>3以上9以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				色相	明度	彩度	屋根	R、YR、Y	5以下	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下	N（無彩色）	6以下	—	基調色	R、YR、Y	全域	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上9以下	1以下	N（無彩色）	3以上9以下
	色相	明度	彩度																								
屋根	R、YR、Y	5以下	3以下																								
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下																								
	N（無彩色）	6以下	—																								
基調色	R、YR、Y	全域	3以下																								
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上9以下	1以下																								
	N（無彩色）	3以上9以下	—																								
建築設備等	□屋上又は外壁に付帯する諸設備は、見苦しくならないよう建築物との一体感や周辺の景観との調和に十分配慮する。 □屋上は、眺望点からの見え方（俯瞰）にも配慮する。																										
緑化及び外構等	□既存樹木の保全及び修復に努める。																										
夜間照明	□周辺の景観及び建築物等との調和に配慮した魅力ある夜景づくりに寄与できるようなライトアップ等に努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。） □海のエッジを浮かび上がらせ美しい夜間景観を演出するため、水際はできる限り連続的に照明を設置するように努める。（夜間照明は、航路障害とならないものとする。）																										
公共施設	□土木、建築、その他の公共及びそれに準ずる施設は、本計画によるとともに関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。																										
土地の形質等	□形質の変更はできるだけ行わない。やむをえない場合は、修景や緑化を行い周辺環境と馴染むようにする。 □自然海岸が残る場所は保全に努める。																										

## 第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

### (景観法第8条第2項第4号)

#### 1. 基本的な考え方

本市には、数多くの景観上優れた建造物や樹木が多く見られます。これらの一部は指定文化財や保存樹の指定等により、適切に保全されているものも多くありますが、これらも含めて景観法に基づく保全の仕組みを整備していくことが必要です。また、今後、多くの市民が大切に残していきたいと考える景観上優れた資源が再発見されることも考えられます。そこで、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針は、次のように定めます。

#### 2. 景観重要建造物の指定の方針

景観計画区域内において、良好な景観形成にあたり、景観上重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む）で、次に該当するものについては、所有者の意見を十分に聴いた上で、景観重要建造物としての指定を行うことができることとします。

なお、対象となる建造物は、道路その他の公共空間から誰もが容易に見ることができるものに限ります。

- 優れたデザインからなり、建築的な価値を有するもの
- 歴史的・文化的観点から、地域の景観特性を象徴するもの
- 周辺地域の景観を特徴づけるとともに、市民に大切に保全・活用され、シンボリックな存在となっているもの

#### 3. 景観重要樹木の指定の方針

景観計画区域内において、良好な景観形成にあたり、景観上重要な樹木若しくは樹木の集団で、以下に示す項目に該当するものについては、所有者の意見を十分に聴いた上で、景観重要樹木としての指定を行うことができることとします。

なお、対象となる樹木は、道路その他の公共空間から誰もが容易に見ることができるものに限ります。

- 特徴のある樹姿（樹高や樹形）を有するもの
- 歴史的・文化的観点から価値が高いと認められるもの
- 地域のシンボルとして、広く市民に親しまれているもの

## 第6章 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項 (景観法第8条第2項第5号)

### 1. 基本的な考え方

本市では、美しく魅力ある景観の形成及び安全なまちづくりを目指し、屋外広告物法に基づき「下関市屋外広告物条例」を制定し、屋外広告物の表示及び設置について、広告物の種類ごとに許可基準を設けています。

現在、本市全域を対象とした屋外広告物の規制が実施されるとともに、本市の特徴的な景観のひとつである関門海峡や響灘（日本海）を望む景観を保全するため、国道9号・国道191号等から海側の地域や、角島等の観光地、景勝地の景観保全に向けた特別な規制を適用する地区として「海岸景観保全特別制限地区」を指定する等、積極的に屋外広告物の景観誘導を実施しています。

今後は、景観計画に基づき、良好な景観の形成につながる屋外広告物の表示等に関する取り組みを進めるため、「景観形成地域」及び「景観重点地区」の指定とも協力・連携しながら、必要に応じて屋外広告物条例の見直しを行う等、積極的な規制誘導を推進していきます。

なお、関門景観条例に基づき、すでに屋外広告物に関する基準を設けている関門景観形成地域における屋外広告物の表示等の基準は、次に示すとおりです。

### 2. 関門景観形成地域における屋外広告物に関する事項※

※地区番号はP18「下関景観計画区域：関門景観形成地域」参照

関門景観条例に基づく景観形成指針を踏襲し、屋外広告物の表示等に関する行為の制限は以下のとおりとし、建築物等と一体となった良好な景観形成の誘導を図ります。

#### ①火の山地区

項目	屋外広告物の表示等に関する基準
共通	<input type="checkbox"/> 広告物は掲出しないように努める。

#### ②前田（火の山山裾）・壇之浦地区

項目	屋外広告物の表示等に関する基準
共通	<input type="checkbox"/> 船舶や対岸から見える大規模な広告物は、掲出しないように努める。 <input type="checkbox"/> 広告物は、建築物と一体的なデザインであるとともに、背景の山並みや周辺のまちなみから突出しない高さや形状とする。また、派手な色彩は避け周囲の景観に調和するように工夫をする。 <input type="checkbox"/> 点滅するネオンや照明、サーチライト等の使用は控える。

- ③唐戸地区、④市街地丘陵地地区、⑤下関都心地区、⑥下関第2突堤地区、  
⑦彦島沿岸部地区、⑧彦島丘陵地地区、⑨彦島田の首地区

項目	屋外広告物の表示等に関する基準
共通	<input type="checkbox"/> 船舶や対岸から見える大規模な広告物は、掲出しないように努める。 <input type="checkbox"/> 広告物は、建築物と一体的なデザインであるとともに、周辺のまちなみから突出しない高さや形状とする。また、派手な色彩は避け周囲の景観に調和するよう工夫する。 <input type="checkbox"/> 点滅するネオンや照明、サーチライト等の使用は控える。

⑩巖流島地区

項目	屋外広告物の表示等に関する基準
共通	<input type="checkbox"/> 広告物は、できる限り小規模なものとし、自己表示以外のものは掲出しないように努める。 <input type="checkbox"/> 広告物は、周辺環境に馴染む形態、色彩とする。 <input type="checkbox"/> 点滅するネオンや照明、サーチライト等の使用は控える。

## 第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

### (景観法第8条第2項第5号)

#### 1. 基本的な考え方

景観計画区域内において、重要な骨格となる道路や河川は、良好な景観形成を図る上で重要な景観要素のひとつです。道路や河川等の公共施設のうち、本市の景観形成を図る上で特に重要な役割を担っているものについては、関係機関との協議・合意により、適宜、景観法に基づく景観重要公共施設の指定を行っていきます。

なお、公共空間の景観は、公共施設の整備とあわせ「景観形成地域」や「景観重点地区」の指定を行うことにより、より効果的に良好な景観形成を誘導することが期待されます。そのため、景観形成地域（候補）や景観重点地区（候補）とあわせ、景観重要公共施設の対象として考えられる公共施設（候補）は次のように考えます。

#### 2. 対象となる公共施設（候補）

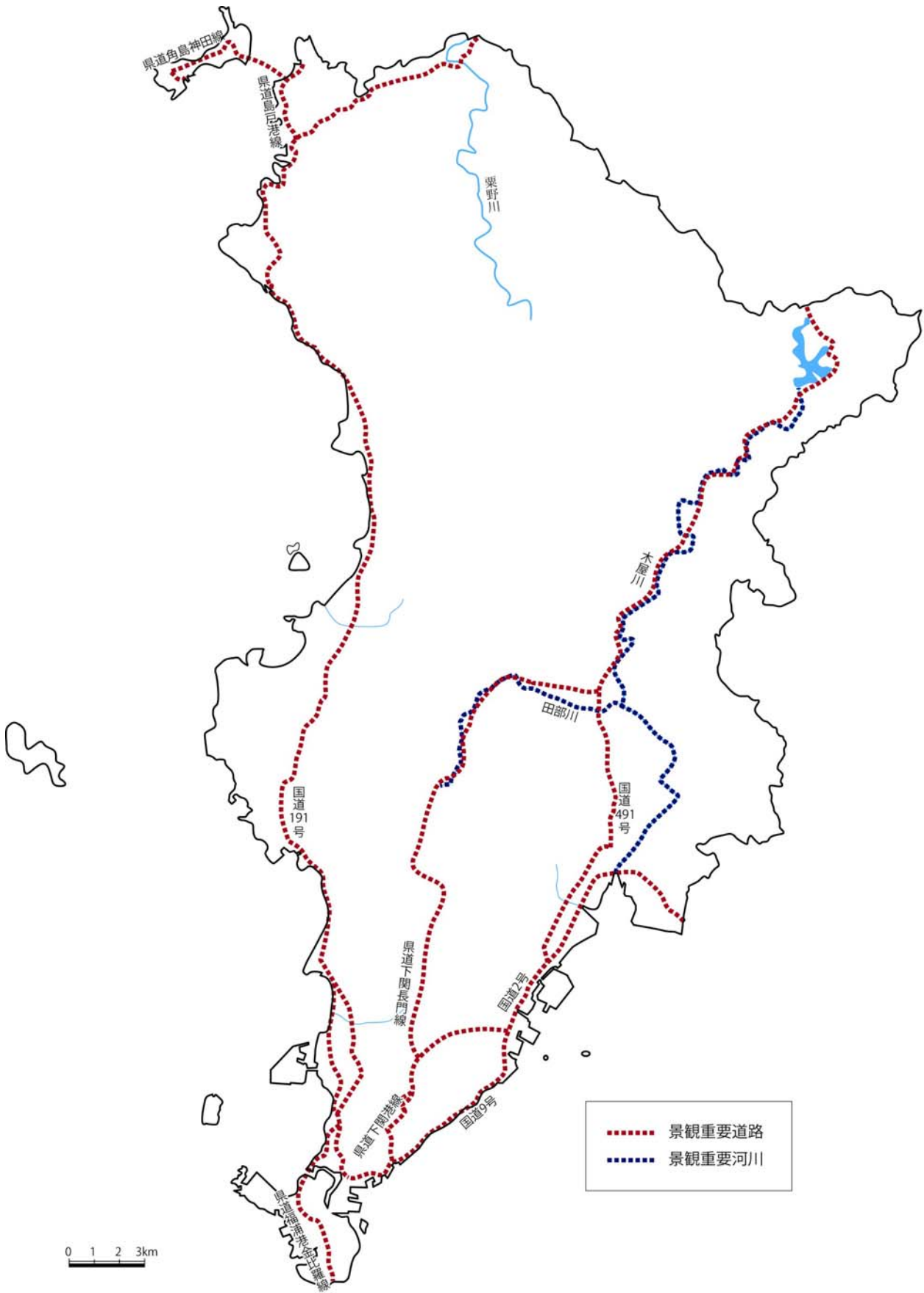
対象となる公共施設（候補）としては、市内の景観の骨格を担う重要な幹線道路と河川として、以下の施設が考えられます。また、今後、景観形成の取り組みが進む中で、よりきめ細やかな景観形成が進められる「景観重点地区」内の主な道路や河川等についてもその対象とすることが考えられます。

##### ■対象となる施設（候補）

	分類	路線名	管理者
骨格を担う主要な施設	道路	国道2号	国土交通省
	〃	国道9号	〃
	〃	国道191号	山口県
	〃	国道491号	〃
	〃	県道下関長門線	〃
	〃	県道下関港線	〃
	〃	県道福浦港金比羅線	〃
	〃	県道島戸港線	〃
	〃	県道角島神田線	〃
	河川	木屋川	〃
	〃	田部川	〃



■ 景観重要公共施設の候補（主要な幹線道路と河川）



## 第8章 実現化に向けた仕組み

### ～パートナーシップによる景観まちづくりの推進～

#### 1. 基本的な考え方

景観まちづくりは、行政だけの努力で実現するものではなく、市民、事業者、行政が目指すべき姿を共有し、それぞれの役割分担のもと連携・協働して取り組むこと、つまりパートナーシップによる景観まちづくりの推進が重要です。

また、景観は一朝一夕で形成されるものではなく、長い時間の中で取り組みを積み重ねていくことにより、はじめてその成果として地域固有の景観が保全・形成されるものです。そのため、個々の主体が役割を認識し、協働する中で、積極的、継続的に景観形成に取り組むことが必要です。

#### 2. 主体別の役割

景観形成における「市民」、「事業者」、「行政」の役割は、景観法においても責務と役割が示されています。本市では、景観法の理念を踏まえ、「下関市景観基本計画」に基づき、主体別の役割を以下のとおりとします。

##### (1) 市民の役割

- ◇市民は、“まち”や“景観”に関心を持ち、生活環境に対するモラルを高めることとします。
- ◇市民は、まちづくりの主役として、積極的に良好な景観の保全・形成に努めることとします。
- ◇市民は、積極的に自宅周辺の美化や地域での景観形成活動等、身近な景観形成に努めることとします。
- ◇市民は、行政が行う景観形成に関する施策に協力することとします。
- ◇市民は、地域で積極的に良好な景観形成のためのルールをつくり、地域との調和に努めることとします。

##### (2) 事業者の役割

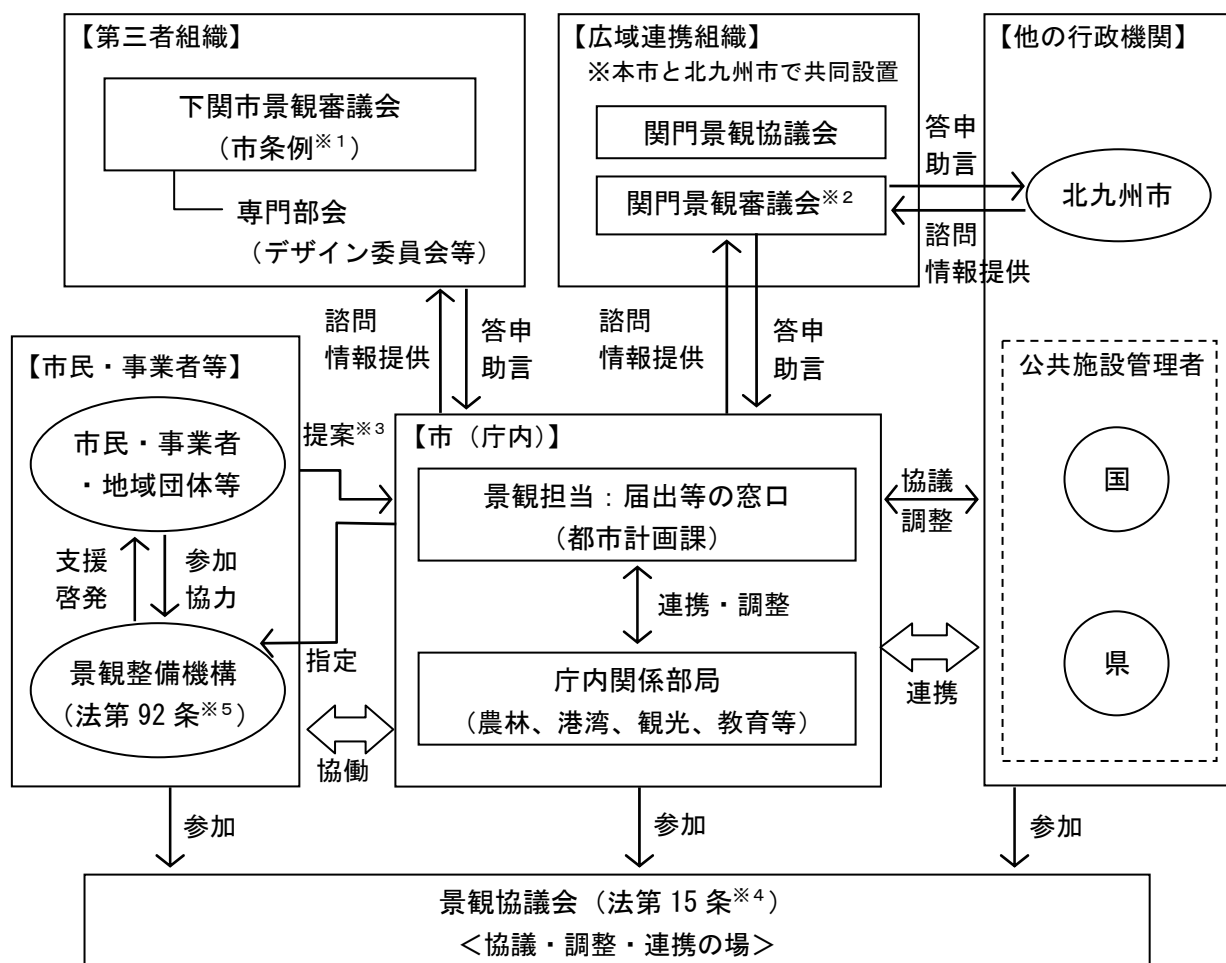
- ◇事業者は、地域住民との信頼関係を深め、積極的なまちづくりへの参加と協力、住民及び行政との連携を図ることとします。
- ◇事業者は、店舗・事業所周辺の美化に努めるとともに、地域の一員として、積極的に地域活動への参加、支援を行うこととします。
- ◇事業者は、事業活動において、良好な景観保全に支障を及ぼすことのないように努めることとします。

### (3) 行政の役割

- ◇行政は、良好な景観を保全・形成するために、必要な施策を講じ、これを実施することとします。
- ◇行政は、市民及び事業者との協働の景観まちづくりを推進するための体制を整え、市民及び事業者に対する指導、助言、啓発、その他必要な支援を行うこととします。
- ◇行政は、景観形成に関する事業や計画の展開にあたっては、地域住民や事業者等の意見を十分に組み入れることとします。
- ◇行政は、良好な景観の保全・形成を図るため、財政上の措置、技術的な援助その他必要な措置を積極的に講じるよう努めることとします。
- ◇行政は、他の行政機関と連携を図り、協力して、良好な景観の保全、育成に取り組むこととします。

### 3. 景観まちづくりの推進体制

本市における景観まちづくりは、市民及び事業者との協働、国及び県との連携を図りながら、次の体制により推進していきます。



※1 「下関市景観条例」に基づく審議機関  
 ※2 「関門景観条例」に基づく審議機関  
 ※3 「景観法第11条」に基づく「住民提案制度」による行為  
 ※4 「景観法第15条」に基づく協議機関  
 ※5 「景観法第92条」に基づく組織

## 【協議・審査体制】

### ○住民による提案制度（景観法第11条関係）

- ・まちづくりや良好な景観形成等への住民の参加を促進するための、住民による景観計画の提案制度。

### ○景観協議会（景観法第15条）

- ・景観計画区域における良好な景観形成を図るために必要な協議を行うことのできる組織。多様な主体間での協議に基づく取組の連携を可能とする法定の協議会。

### ○景観協定（景観法第81条関係）

- ・景観計画区域における幅広い行為のコントロールを行うため、地域住民の合意により、実情に応じたきめ細かな基準を定める制度。市の認可を受けることで一定の効力が生まれ、永続性や安定性が担保される。

### ○下関市景観審議会（下関市景観条例）

- ・下関市景観条例に基づき、景観形成の重要な事項について、総合的な観点から調査、審議、提言を行う審議会。
- ・市民、市民団体、学識経験者、関係行政機関の代表等により構成される組織。

### ○デザイン委員会（下関市景観条例）

- ・下関市内における公共施設整備に関するデザイン等について、専門的観点からの調査、審議、提言を行う委員会。
- ・デザインや建築の専門家等で構成される組織。

### ○関門景観協議会（関門景観条例）

- ・北九州市と共同で設置する協議会。
- ・関門景観条例の運用に関する両市の連絡調整を図る組織。

### ○関門景観審議会（関門景観条例）

- ・北九州市と共同で設置する審議会にて、関門景観に関して、総合的な観点から調査、審議、提言を行う。
- ・景観に関する学識経験者等の委員により構成される組織。

## 【活動支援体制】

### ○景観整備機構（景観法第92条・93条）

- ・景観形成に関する具体的な事業等を実施するために、その担い手育成や主体として活動できる組織に対し、景観行政団体の長が指定することのできる組織。

### ○まちづくり団体等への補助金交付制度、表彰制度

- ・景観まちづくりに取り組んでいる市民団体等に対して、活動の円滑化、動機付けに資する支援や表彰を行う制度。